

県費負担教職員の給与負担等の移譲について

1 平成25年3月以降の経過

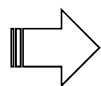
○・・・国等の動き

※・・・指定都市市長会の動き

時期	経過
3. 12	<p>○ 閣議決定「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> 『指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編成基準の決定については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。』
5. 10	<p>○ 第30次地方制度調査会第33回専門小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 税源移譲、税交付金及び交付金といった3つの税源配分パターンについて試算を公表。
5. 24	<p>○ 第30次地方制度調査会第34回専門小委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大都市制度の改革及び基礎的自治体の行政サービスの提供のあり方に関する答申（素案）」の公表。
5. 29	<p>※ 指定都市サミット in 神戸開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会要請」の中で『県費負担教職員の給与等の移譲に係る財政措置』を取りまとめるとともに、方向性を確認した。 『県費負担教職員に係る包括的な権限を指定都市に移譲する際には、教育委員会の事務費や加配職員人件費等、移譲に係る経費の全額を適切に算定し、道府県から指定都市への税源移譲により必要額を措置すること。』
6. 3	<p>※ 答申（素案）に対する指定都市市長会意見を全国市長会へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 『道府県から指定都市への事務・権限の移譲に伴って新たに指定都市に生じる財政負担については、道府県から指定都市へ個人道府県民税などの基幹的な税目に関する税源移譲が必要』 『移譲にあたっては、道府県から詳細な情報が提供されることを前提に、必要となる経費を全て適切に算定したうえで、関係者の合意形成が図られるべきである。』 <p>⇒ 第30次地方制度調査会第35回専門小委員会 地方六団体ヒアリングに提示</p>

6.3	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>※ 県費負担教職員に係る財政担当課長会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 九州3政令市及び神奈川県内3政令市の状況報告 ・ 今後の検討の進め方を協議 <p>⇒ <u>所要額及び人員等の実態を把握するため、道府県に対し調査することを決定</u></p> </div>
6.18	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>※ 各指定都市から各道府県に対し、「県費負担教職員に係る人員・経費等調査表」の照会に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な調査項目 <p>教職員定数（加配合む。）、給与費等、旅費、地方交付税算定、給与関連業務に係る人員等</p> </div>
6.25	<p>○ 第30次地方制度調査会 答申</p> <p>「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」のうち、「二重行政」の解消を図るための具体的な方策の中で、<u>税財源の配分</u>についての考え方が示された。</p> <p>(以下、抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『<u>事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分</u>（住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など）<u>も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。</u> ・ その際には、一律の税源配分の見直しのみによって<u>個々の指定都市に新たに生じる財政負担を適切に措置することは困難であり、地方交付税による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが不可欠である。</u> ・ なお、財政措置を講じるに当たっては、指定都市側と関係道府県側の間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきである。』
7.12	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>※ 「平成26年度国の施策及び予算に関する提案」（白本）の取りまとめを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「県費負担教職員制度の見直し」について提案 </div>

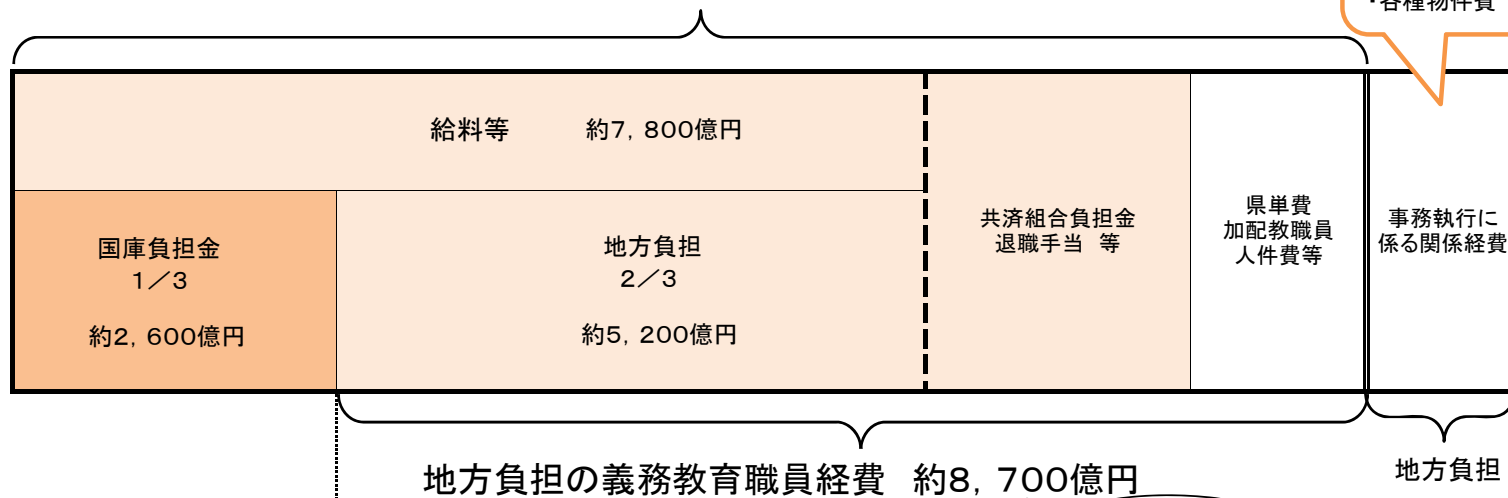
○ 県費負担教職員関係経費のイメージ図



義務教育職員関係経費
(標準法の規定により算定した職員分)

※ 標準法・・・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律

約1兆1,300億円



現在、道府県で負担している経費

- ・給与業務人件費
- ・学級編成等業務人件費
- ・各種物件費等

今後、各都市で積算する経費

- ・給与支払システム改修費等

事務移譲に伴う臨時的経費

「平成26年度国の施策及び予算に関する提案」(白本)掲載数値

〈参考例〉平成24年度課税データ所得割
(道府県民税2%) 5,270億円

※ 第30次地方制度調査会第33回専門小委員会資料5「指定都市への事務の移譲に伴う財政措置のあり方の検討について」にある3つのパターン(道府県民税所得割2%相当額、道府県民税法人税割2.5%相当額、地方消費税交付金50%相当額)の試算のうち一例を参考に掲載

※ 数値は、H23道府県決算統計の各表のうち、「小学校費」、「中学校費」及び「退職金」に係る部分を基に、
小学校・中学校・特別支援学校の経費を推計したものであり、経費の実態については各道府県に調査中である。

2 今後の想定スケジュール

検討事項等	H25							H26以降
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～3月	
●「県費負担教職員に係る人員・経費等調査表」の回答集約、対象経費の精査	→							
●事務移譲に伴う財政措置に関する考え方の整理	→		☆ 九州3市 取りまとめ(予定)
●関係省庁(総務省、文部科学省等)及び関係道府県との協議				→		
平成26年度税制改正に向けた国の動き				政府税調・党税調での議論		☆ 税制改正大綱 取りまとめ	→ 通常国会に 関連法案を 提出(見込)	

※ スケジュールは、税源移譲に関するものを中心に掲載している。

2 大都市税源の充実強化

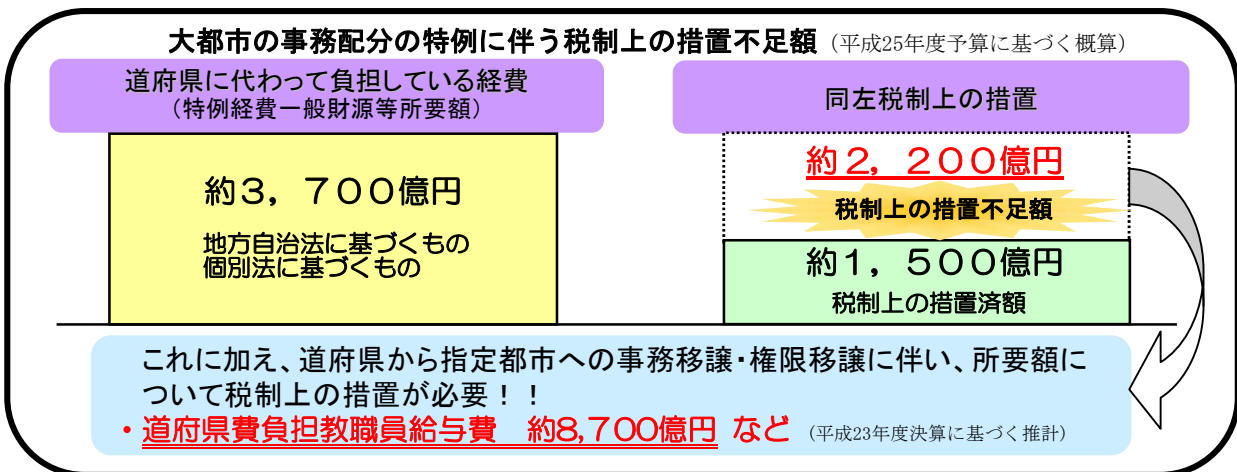
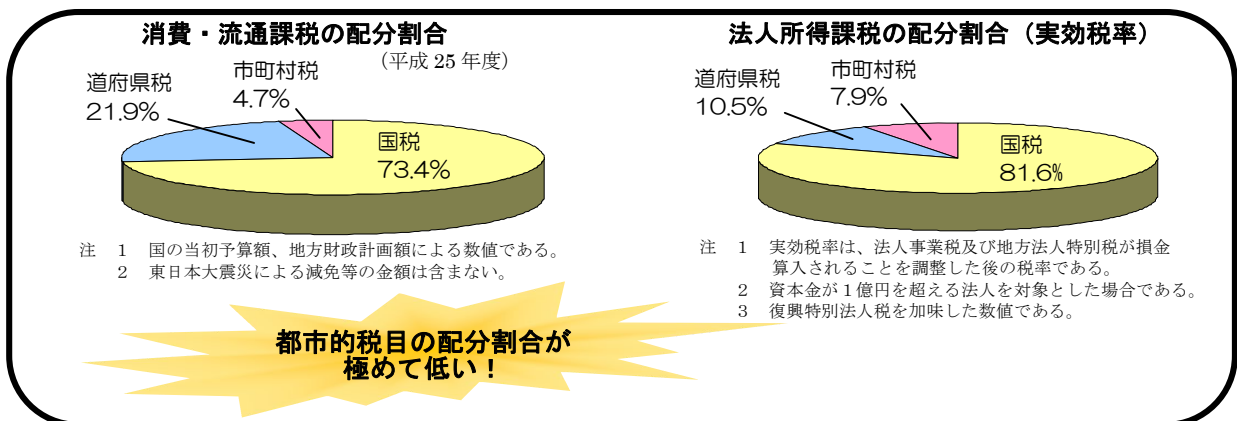
大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えていることに加え、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

このような状況を踏まえ、指定都市が大都市特有の財政需要や道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、道府県費負担教職員給与等に係る事務・権限をはじめ、新たに国・道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源について、指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。



個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図ること！！

10 県費負担教職員制度の見直し

道府県の給与等の負担、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲すること。

移譲に伴い必要となる財源について、個人道府県民税をはじめとした基幹的な税目の税源移譲により措置すること。

教職員の任命権は指定都市が有しているのに対して、給与等の負担、教職員定数、教職員配置等に係る権限は道府県が有しているという現行制度上の「ねじれ」を改め、学校の設置者である指定都市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できる体制を整える必要がある。

これについて、平成25年3月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」において、道府県の給与等の負担、教職員定数、教職員配置等の権限を指定都市へ移譲することが盛り込まれたことを受け、国の責任において、関係者の理解を得た上で包括的な権限を指定都市に移譲し、それに伴い必要となる財源について、教職員給与、退職手当及び移管に伴って生ずる事務関係経費を含めた所要額全額を、個人道府県民税をはじめとした基幹的な税目の税源移譲により措置すべきである。

給与等の負担をはじめとした権限移譲に伴い必要となる財源について、税源移譲により措置

現行の道府県・指定都市の役割

道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等の負担 ・学級編制の標準としての基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定 ・学級編制

あるべき役割

指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等の負担 ・学級編制の基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定 ・学級編制

現状の問題点

- ・教職員の任命権は指定都市にあるものの、給与負担者でないという「ねじれ」が生じており、教職員定数等を主体的に決定することができない。

問題点の解決

- ・国及び道府県から、権限と併せて必要な財源の移譲を行うことにより、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な人事管理を行うことができるようになる。

学校の設置管理者である指定都市が、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し市民ニーズに応じた教育を、より主体的に市民へ提供することが可能となる。